

# 退職後の健康保険 どうしますか？



選択肢は3つ



保険料や加入条件などを事前にご確認のうえお申込みください

日赤健保の  
任意継続  
被保険者  
になる

国民健康保険  
に加入する

家族の  
被扶養者  
になる

詳しくは裏面へ

詳細は、お住まいの  
市区町村の国民健康  
保険の係へお問い合  
わせください

詳細は、ご家族のお  
勤め先へお問い合わせ  
ください

※任意継続被保険者のお申込みには期限がございますのでご注意ください

日本赤十字社健康保険組合

# 健康保険任意継続のご案内

## 健康保険任意継続制度とは

退職したあと、加入条件を満たしていれば退職前の健康保険に引き続き加入できる制度です。

## 加入条件

- 継続して2ヵ月以上被保険者であったこと
  - 退職日の翌日から20日以内に任意継続被保険者資格取得申請書が日赤健保に到着していること
- 上記の要件を2つとも満たしている必要があります。

## 加入期間

- 退職した日の翌日から2年間です。  
ただし下記のいずれかの事由に該当するときは資格を喪失します。
- 再就職して他の健康保険などの被保険者となったとき
  - 保険料を指定された納付期日までに納めないとき
  - 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
  - 被保険者の希望により資格喪失を申し出たとき  
(資格喪失日は組合が申し出を受理した日の翌月1日となります)
  - 死亡したとき

## 保険料

退職前の保険料は事業主と被保険者の折半で負担していますが、任意継続被保険者は事業主による保険料負担がないため、全額を自己負担することになります。

退職前の保険料……………	被保険者負担	事業主負担
任意継続被保険者の保険料……	被保険者負担	

- ※ 40歳以上65歳未満の方については介護保険料も合わせて徴収させていただきます。
- ※ 前納をご希望の場合、納付期限は前納開始月の前月末日(土日祝日の場合は翌営業日)までとなります。納付書の発送時期により、前納の申出に添えない場合がありますのでご了承ください。

納付書に記載されている納付期限までに保険料が払い込まれなかった場合は、納付期限の翌日で自動的に任意継続被保険者の資格を喪失することとなります。また、初回の保険料を期限までに納付されなかった場合は、任意継続の資格が資格取得日に遡って取り消されますのでご注意ください。

## 申込手続き

退職前に使っていた保険証をお勤め先の事業所に返納し、「任意継続被保険者資格取得申請書」に必要事項を記入のうえ、退職日の翌日より20日以内に日本赤十字社健康保険組合へご提出ください。  
任意継続被保険者資格取得申請書はお勤めの事業所で取得するか、もしくは日本赤十字社健康保険組合のホームページからダウンロードすることができます。

日本赤十字社健康保険組合ホームページ

<https://www.kenpo-jrc.or.jp>

日本赤十字社健康保険組合